

男女共同参画会議（第54回） 議事要旨

日時：平成30年5月23日（水）16:30～17:00

場所：総理大臣官邸4階大会議室

【出席者】

議長	菅 義偉	内閣官房長官
同	野田 聖子	総務大臣 兼 内閣府特命担当大臣（男女共同参画）
同	上川 陽子	法務大臣
同	麻生 太郎	財務大臣（代理 うえの 賢一郎 財務副大臣）
同	林 芳正	文部科学大臣（代理 丹羽 秀樹 文部科学副大臣）
同	齋藤 健	農林水産大臣
同	中川 雅治	環境大臣
同	小此木 八郎	国家公安委員会委員長
同	家本 賢太郎	株式会社クララオンライン代表取締役社長
同	柿沼 トミ子	全国地域婦人団体連絡協議会会長
同	小西 聖子	武蔵野大学人間科学部長
同	志賀 俊之	日産自動車株式会社取締役
同	高橋 史朗	麗澤大学大学院特任教授・モラロジー研究所教授
同	辻村 みよ子	明治大学法科大学院教授
同	林 文子	横浜市長
同	松田 美幸	福津市副市長
出席者	松山 政司	国務大臣
同	田中 良生	内閣府副大臣
同	山本ともひろ	防衛副大臣
同	山下 雄平	内閣府大臣政務官
同	長坂 康正	復興大臣政務官
同	堀井 学	外務大臣政務官
同	大沼 みずほ	厚生労働大臣政務官
同	平木 大作	経済産業大臣政務官
同	築 和生	国土交通大臣政務官
同	西村 康稔	内閣官房副長官
同	野上 浩太郎	内閣官房副長官
同	杉田 和博	内閣官房副長官

【議事次第】

- 1 開会
- 2 議題
男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について
- 3 閉会

【配布資料】

- 資料1 男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について（案）
- 資料2 柿沼議員提出資料
- 資料3 芳野議員提出資料

1．開会

2．議題

男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について

女性に対する暴力に関する専門調査会長の辻村議員より、資料に沿って、重点取組事項の案の説明があった。[資料1](#)

説明を受け、有識者議員から以下のような意見が述べられた。

(柿沼議員) [資料2](#)

- ・政治分野における男女共同参画推進法が成立し、喜んでいる。
- ・人口が1億2,700万人のうち50歳以上の女性は3,000万人。架空請求の被害、終活の被害など、ほとんどが女性に及んでいる。今般の消費者契約法改正法案では、契約を取り消し得るべき立場に「社会生活上の経験不足」が追加されたが、主婦や高齢者は経験不足とは言えないため、その文言を外してほしい。

(小西議員)

- ・政治分野における男女共同参画推進法ができたことは大きな一歩。一方で、セクハラ問題に関する経過を見て愕然とした。リーダーの方たちへのセクシュアル・ハラスメントの教育の必要性を感じる。もっと多くの女性がどこでも普通に働いている場になることが必要だという認識を持っていただきたい。
- ・性暴力被害全般について全く同じ問題が解決されていない。ぜひ性暴力に関する施策を進めていただきたい。

(志賀議員)

- ・ジェンダーギャップ指数の第5位はスウェーデン。同国の女性就業率男女ほぼ同率であり、男女共同参画が最も進んだ国の1つ。もともと専業主婦が多かったが、女性が自立、社会進出を目指して就業するようになり、更に国が充実した両立支援を行ったおかげで、女性の進出が増えたようで、ポジティブ・アクションも有効であった。もっとスウェーデンから学ぶことができると考える。

(林議員)

- ・前文で、「いまだ男社会が根強く残っている」という表現は力強い。長時間労働の削減に向け、中小企業等に対する支援など、非常に細かく踏み込んでいる。
- ・「安全・安心な暮らしの実現」を一番に掲げていることは大変うれしいこと。非正規雇用の独身女性を対象に行った調査では、回答者の6割が本意で非正規に至っており、収入の低さと雇用継続への不安が、大きな課題。自治体としては、非正規女性の不安解消やキャリア設計を支援する講座をしっかりと行いたい。

(松田議員)

- ・「フェアネスの高い社会」という言葉が入ったことは、とても勇気づけられる。

- ・育児休業等の取得の促進について、育児を男女がともにやるという風土がまだまだ浸透しておらず、労働力不足もあって、地方の中小企業ではますます取りにくくなっている状況であり、さらなる施策が必要。
- ・政治分野における男女共同参画推進法が施行されたことは大変喜ばしいが、地方議会では政党への働きかけだけでは進まない。政治は男性のものという意識、議員活動と家庭生活の両立を支援する環境の未整備、そして経済的負担という3つの課題が掲げられている。議員活動と家庭生活の両立を支援する環境の整備が急がれる。

(高橋議員)

- ・子育て・介護基盤の整備について、子育て支援が最も必要な保護者になかなか支援が届いていない。こうした保護者を支援するためには経済的支援だけではなかなか解決しないので、教育者としての親の支援策にも力を入れていただければよいと要望したい。

ほか、欠席の芳野議員から書面にて意見の提出があった。[資料3](#)

続いて、閣僚等から、以下のような発言があった。

(上川法務大臣)

- ・昨年7月に刑法改正法が施行。性犯罪に厳正に対処することができるとともに、性犯罪が非親告罪とされたことにより、被害者の精神的負担が軽減され、被害を捜査機関に申告しやすくなることにもつながるものと考えている。同法附則第9条では、「性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方」に関する検討が求められているところ、新たにワーキング・グループを立ち上げて検討を開始した。平成31年度末頃までに、法務省で行う各種調査研究の有機的連携を図るとともに、同調査研究における重要事項や、内容の把握が十分とは認められなかった項目について、被害者の方を含めた関係者からヒアリング等を行う予定。また、関係府省とも協議しつつ、その結果を検討に役立てたい。

(松山国務大臣)

- ・「子育て安心プラン」の実現に向け、先般、子ども・子育て支援法を改正し、事業主から追加でいただく拠出金を、企業主導型保育事業の更なる推進や、待機児童の約9割を占める0～2歳児相当分の保育の運営費に活用することとした。企業主導型保育事業については、更なる受け皿整備を進めるべく、今年度、新たに2万人分程度の募集を行うこととしている。
- ・少子化対策の観点からも、男性の育児参画は重要であり、「さんきゅうパパ」プロジェクトなどを通じて、今後も男性の育児参画を促進していく。

(丹羽文部科学副大臣)

- ・文部科学省においては、児童生徒が、性別に基づく固定的な役割分担にとらわれず、主体的に進路や職業を選択する能力・態度を身に付けられるよう、学校教育段階からのキャリア形成に係る学びの充実等に取り組んでいく。

- ・加えて、女性のリカレント教育の充実、科学技術・学術分野における女性活躍の推進、スポーツを通じた女性の健康増進等に取り組んでいく。

(堀内厚生労働大臣政務官)

- ・厚生労働省では、委員の方々からいただいた御意見を受け止め、女性活躍推進のために、大きく次の3つの分野に取り組む。
 - 「女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現」のため、女性の健康増進に向けた乳がん等を含むがん検診受診率向上の取組や、セクシュアル・ハラスメント防止対策の徹底
 - 「あらゆる分野における女性の活躍」のためのリカレント教育への支援、男性の育児休業等の取得の促進、女性活躍推進法に基づく取組の推進など、女性が活躍しやすい環境の整備
 - 子育て・介護の基盤整備、幼児教育などの教育の負担軽減に向けた取組の推進など、あらゆる方面からの女性活躍の推進

「重点取組事項」については、案のとおり決定した。

最後に、議長である菅官房長官から発言があった。

- ・有識者議員の皆様、及び重点方針専門調査会の委員の皆様におかれては、活発な御議論をいただき感謝申し上げます。
- ・6月上旬にすべての女性が輝く社会づくり本部で取りまとめる「女性活躍加速のための重点方針2018」に盛り込むべき施策について、本日「重点取組事項」として、会議の意見を決定した。
- ・関係閣僚におかれては、本日決定した意見を踏まえ、
 - セクシュアル・ハラスメントの根絶に向けた取組の強化
 - ライフステージに応じた健康支援の強化、企業の健康経営を促す取組の推進
 - 就学中の若年女性が妊娠した場合の学業継続に向けた支援や、ひとり親家庭への支援
 - 女性活躍情報の「見える化」の推進
 - 人生100年時代を見据え、出産・子育てにより離職した女性の復職・再就職の支援も含め、ニーズに応じたりカレント教育の拡充など、今まさに取り組むべき施策が実効性のあるものとなるよう、積極的に具体化を図っていただきたい。

以上